

児童扶養手当システム標準化自治体分科会  
(第1回) 議事要旨

日時：令和3年11月17日(水) 10:00～11:40

場所：WEB 開催

出席者(敬称略)：

(座長)

生田 正幸 関西学院大学 人間福祉学部教授

(構成員)

石岡 幸生 青森県健康福祉部こどもみらい課 主幹  
遠藤 厚志 川崎市こども未来局総務部企画課 担当係長  
池田 国大 川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課  
岡田 正聡 東大阪市市民生活部国民年金課 主査  
水谷 雅弘 東大阪市市民生活部国民年金課 主任  
佐野 友亮 加古川市家庭支援部 児童扶養手当担当  
坂爪 武 長野市こども未来部子育て支援課 係長

(オブザーバ)

丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐  
清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐  
吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付

(厚生労働省)

笹田 法明 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - ① 事務局提出資料①全般編について
  - ② 事務局提出資料②個別検討編について
3. 閉会

## 【意見交換（概要）】

- 業務フロー、機能要件、帳票詳細要件に頂いたご意見に対して、事務局側で内容を一つ一つ精査し、対応案を記載している。

### （【個別協議事項 1】窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力機能をオプション機能として記載すべきかについて）

- 受給者へ各種帳票を郵送するにあたり、機能要件上「宛名を指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」を出力できること（略）」と記載しており、当機能要件に対し、プリンタの紙詰まりを誘発しやすいため、窓あき封筒の形式に対応した宛名状を出力できるようにすべきというご指摘を頂いた。
  - 事務局案としては、窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力をオプション機能として記載することとし、機能要件及び帳票詳細要件に「宛名状」を追加することとしている。ただし、宛名シールの在庫がある等の自治体の事情も加味し、宛名シールと窓あき封筒のどちらでも対応できることが望ましいため、オプション機能として記載する方針である。

### （【個別協議事項 2】住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理すべきかについて）

- 現在の機能要件案においては、住記の情報を照会し世帯情報を表示する旨を記載しており、児童扶養手当独自の世帯情報を管理することは定めていない。当機能要件に対し、「住記世帯とは別に児童扶養手当用世帯情報を管理すること」という要件を追加すべき、というご意見を自治体様よりいただいた。
  - いただいたご意見を踏まえ、対応案としては、住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理することを実装必須機能とする方針である。
  - 対応策に対して異論はない。児童扶養手当事務処理マニュアルの 30 ページに、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること」と規定されている。そのため、児童扶養手当の事務処理上、住記上の世帯が分離していても、同一住所であれば基本的に生計同一として見なしている。稀に、住所の枝番が微妙に異なる等により住記上同一住所でなくても、同居が認められるため生計同一とみなす場合があり、児童扶養手当システムにおいても、同一住所か否かを確認できるよう機能要件を検討することが望ましい。

### （【個別協議事項 3】事実婚の解消に関する調書の情報を、どのようにシステム上で管理すべきかについて）

- 各自治体ではシステム外帳票として、事実婚の解消に関する調書等を用いて受給者の審査を行っているが、事実婚状態でないことは児童扶養手当受給の要件適否を定める上で、重要な要件であるため、システム上でも漏れなく管理するための機能が必要ではないか、というご意見を頂いた。現在の実務上、事実婚の解消に関する調書について記載された情報は、システム上の管理項目とはせず、備考欄やメモ機能等を活用して調書記載内容を入力している認識である。事実婚の審査を漏れなく行うため、事実婚の解消に関する調書に記載されている項目を、システム上の管理項目として定めるべきか議論したい。
  - 各自治体の個人情報保護条例の規定によるが、事実婚の解消に関する調書に記載される情報のうち、受給者本

人以外の個人情報管理する場合は原則として本人の同意が必要であり、開示請求があった場合にも対応する必要がある。そのため、システム上で個人情報を取り扱うことが難しく、台帳上で汎用的に扱えるようなメモ機能等で、個人情報保護法令に抵触しない範囲で調書の情報を管理すべきである。

- 児童扶養手当法などの法令に基づく事務では、個人情報をシステム上で取り扱う際に必ずしも本人の同意が必要とは限らないと考えている。現状としては、備考欄に調書の情報を記載しているものの、法律上の婚姻関係の解消日、住民票上の同居解消日、事実婚状態の解消日が異なる場合が多いため、正しく情報を管理するために、児童扶養手当業務に係る「事実婚を解消した日」等を管理項目として定めた方が良いと考える。「事実婚を解消した日」であれば、個人を特定できる情報に含まれないため、当項目の管理を行うことは問題ない。
- 事務局側で、事実婚解消の調書に規定された項目のうち、個人情報の保護に関する法律施行令に抵触しない範囲で、システム上で管理可能な項目をリストアップする。リストアップした項目の適否に関しては、厚生労働省様に確認した後、自治体構成員の皆様にもご共有しご意見を伺う。

（【個別協議事項 4】各種一覧表等の実装方法をどのように機能要件に記載するかについて）

- 現在の業務標準仕様書（案）では、各種一覧表の実装方法は、「〇〇の一覧を確認できること」として記載している。当機能要件に対して、自治体様に CSV での出力等、具体的な出力方法について定義すべきというご意見を頂いた。事務局としては、先行する介護保険・障害者福祉の標準仕様書（案）同様、「一覧で確認できること」の要件の中には、紙やデータでの出力機能や画面上での表示機能が含まれていると整理している。ただし、「一覧で確認できること」の記載のみでは、実装方法を問わないという意図が伝わりづらいため、補足として「一覧を確認できることは、紙、データでの出力機能や画面上での表示機能を含み、ベンダ任意で実装するもの」である旨を追記する。

（【個別協議事項 5】補正命令に係る文書を帳票要件として定義すべきかどうかについて）

- 現時点で、補正命令に係る文書を帳票要件で定義していないが、自治体様より児童扶養手当事務処理マニュアルの 49 ページに記載の補正命令を行う際の文書を定義し、標準仕様書に反映すべきというご意見を頂いた。本意見に対して事務局としては、児童扶養手当事務処理マニュアルに記載があるため、「補正命令」を必須帳票として追加することを想定している。帳票のうち役割が類似する「保留通知書」があるが、本帳票は、提出書類等に不備があった場合に手続きを保留にする旨を通知する帳票として整理し、補正命令とは異なる位置づけのものとして、別に定義する。補正命令書を定義するにあたり、実際に各自治体でどのように補正命令を行っているかを確認したい。
- 自治体構成員様の多くは、補正命令時に何らかの文書を使用しており、補正命令と保留通知書はそれぞれ別で管理されていると理解した。今後の、補正命令の帳票要件の定義に向けて、各自治体様で利用している補正命令文書をご提供頂きたい。

（【個別協議事項 6】施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」をシステムから出力する帳票とすべきかどうかについて）

- 「所得状況届」は、本検討にご参画頂いているいずれのベンダ様でもシステム帳票として実装していないと認識しているが、「所得状況届」に記入すべき所得情報を、受給資格者自身が把握して記入することが難しいため、システムから所得の情報を印字すべきというご意見を頂いた。ご意見への対応案として、ご意見を頂いた自治体様以外からも実装の要望

があれば、所得状況届を実装必須の帳票として定義する方針である。各自治体様の意向を踏まえて検討したい。

- 所得状況届のシステム化による効果が、自治体によって異なると考えられるため、オプション機能として記載し都道府県システムでは対象外とする方針とするのはどうか。
- 対応策に異論はないが、所得情報届は受給資格者から所得情報を届け出て頂くことが主眼にあるため、届出のない所得情報をシステム上で管理するという位置づけではなく、あくまで、受給資格者等から届け出された所得情報を管理するという整理として認識いただきたい。

（【個別協議事項 7】児童扶養手当都道府県（市等・町村）事務取扱準則の規定そのものの変更を検討するべきかどうかについて）

- 受給資格者台帳の送付に関して、市外転入・転出があった時に受給資格者台帳を送るという業務があるが、紙の受給資格者台帳を自治体間でやり取りする方法自体が、デジタルファーストの原則に則していないため、事務取扱準則そのものを見直す必要があるのではないかというご意見を頂いた。ご意見の中では、紙文書のやり取りではなく、クラウドを介して自治体間でやり取りができるようにする方法や、マイナンバー制度において情報照会できる体制を構築する等の実施方法にも触れていただいている。本ご意見については、今後のデジタル 3 原則に基づく BPR への対応を進めていく上での課題として把握し今後の検討に活かしていくものの、今年度の標準仕様書（案）を策定していくにおいては現行の制度・規則等は変更しない範囲で検討を進める対応としたい。
  - 制度の変更は簡単に進められるものではないことは理解しており、今年度においては、現行制度・規則の変更は行わない範囲で検討するという方針で問題ない。
- 現行の制度・規則等の変更に関連して、現在、市外転入事務は、事務処理マニュアルに記載されている事務と、実際の自治体が行っている事務に差異があると認識している。児童扶養当事務処理マニュアルでは、住所変更届及び金融機関変更届状を用いた処理を行うことにより、市外転入事務を実施する旨が記されているが、自治体の実務上は新規認定請求時と同じ管理項目を取り扱っており、国が規定する事務内容と乖離している。今後の標準化や BPR を進めるにあたり、そのような乖離をどのように考えるかについても論点となり得る。
  - 現在の標準仕様書（案）上でも、市外転入と新規認定請求の業務は、同じ管理項目を取り扱う記載としている。ご指摘内容に関して、論点を整理し厚労省様と協議する。
  - 今回の標準化をするにあたり、住民や自治体職員の利便性向上が効果として実感できることを目指していくべきであり、対応可能な範囲内でデジタルファーストの観点を盛り込んだ検討を行って頂きたい。事務局側においては、中長期的に法改正を伴う事務の見直しも視野に入れ、論点整理を行って頂きたい。

（【個別協議事項 8】現状業務レベルとして一つにまとめている、額改定の児童増員・減員に係る処理を分けて記載することについて）

- 現在の標準仕様書（案）では、額改定の児童増員・減員を一つの事務レベルにまとめて記載しているが、「額改定請求」（児童増員）と「額改定届」（児童減員）は、行政士上事務上性質が大きく異なるため、2つの事務を分けて記載するべきであるというご指摘を頂いた。事務局としては、額改定の増員・減員を2つの事務に分け、業務フロー・機能要件を両者の差分が分かるように分けて記載する方針である。
  - 対応案に異論はない。行政手続き上の観点から、自治体目線では分けて記載することが望ましいが、ベンダ側の

仕様上の都合も踏まえ、検討した方が良い。

（【個別協議事項 9】手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付すべきかどうかについて）

- 現在の手当支払の業務フローでは、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付するフローとなっているが、自治体構成員の方から、2か月に1回の定期支払のタイミングでは、個別に支払通知書を送付していないというご意見を頂いた。本ご意見の対応策として、手当支払の都度支払通知書を送付するというフローは削除する方針であるがどうか。
  - 受給者側の要望として、2か月に1回の支払の度に、支払通知書を送付している自治体もある。
  - いただいたご指摘を踏まえ、支払通知書送付の業務フローを残すこととする。あくまで、業務フローの位置付けとしては、標準準拠システムを用いた業務を行うための参考業務フローであり、本業務フローに各自治体が、完全に則る必要はないということをご認識頂きたい。

（【個別協議事項 10】返還請求及び債権管理の機能を実装必須とすべきかについて）

- 現在の機能要件上、返納・債権管理において請求書払い及び債権管理の一部の機能を、実装必須機能として定義しているが、過誤払によって返還金債権が生じた際の処理内容については、自治体毎の財務に関する規定により異なるため必須機能として定義することは望ましくない、という意見を頂いている。事務局側の対応案としては、自治体毎の規定の違いや、請求書払い及び債権管理を児童扶養手当外のシステムで行うことも踏まえ、本事務に係る機能を、オプションとして記載する方針である。
  - 対応案に異論はないが、本業務は、多くの自治体で異なる取扱いがされ、カスタマイズの発生要因ともなり得る部分と想定される。先行する介護保険システムにおいては、債権管理に関しては、自治体毎に業務が異なる場合が多く、標準化の対象外としている。
  - 児童扶養手当システムと自治体内の庁内財務システムとの連携に係る機能要件等を標準仕様に定義することは難しいと考えるが、単に過払金を内払調整または請求書払いのいずれの方法にて取り扱うのかのみを管理するといったことであれば問題ないと考える。
- 返還金の管理は地方自治法に則って行っており、税情報の更正期間によって児童扶養手当システム上で管理している返還金の額が変動することがある。例えば、更正が5年間かけられる都道府県民税の場合、都道府県民税に係る所得の賦課情報が5年間は変わる可能性があり、それに応じて返還金の額も変わることがある。債権管理の議論の進め方として、まず国の規定に基づき過去何年分の税情報と連携するかを定義し、定義した年数分の情報は管理ができるよう、児童扶養手当システムの仕様を定義する必要があると考える。
  - 税システムと連携した更正期間の観点を踏まえつつ、必要に応じて自治体構成員様へ改めてご意見をいただきつつ、本論点について厚労省様と協議させて頂く。

（その他のご意見について）

- 標準化対象 17 業務の全体的な検討の進め方として、業務毎に標準仕様が異なるべき機能と、業務共通の仕様として定義できる機能があると理解している。共通として定義する必要がある機能については、どのタイミングでどのように統一性を保つのか伺いたい。
  - データ要件・連携要件の詳細化を進めるにあたり、各標準準拠システムで持つべきデータ項目を各業務横断的に定

めようとしている。また、各標準準拠システム間および各標準準拠システムと外部システム間での連携を行う際に、連携するデータ項目の整合性が取れるように、データ要件・連携要件の定義を進めていく。また、業務共通的に考慮すべき DV 等支援対象者情報等の情報は、デジタル庁が主導し、各省庁に向けて整合性が取れるよう方針を示している。標準化の検討を進める上で、何かお困りの点等あれば、児童扶養手当の業務に限らずデジタル庁にご相談頂きたい。

- 連携要件に係る意見としては、児童扶養手当業務は、住記情報・税情報・年金情報・戸籍・入所情報等、複数のシステムと連携を行える必要があるため、受給資格者台帳等の準則で規定された項目以外の連携が必要な項目についても、検討を進めていただきたい。
- 標準仕様書の版が今後複数回変わる場合、その度に現行業務・システムとの Fit&Gap 分析を行う必要があるため、令和 7 年度までに標準準拠システムへの移行を達成できないことを危惧している。標準仕様書がアップデートされていくことは認識しているものの、システム全体に係る根幹の部分の機能はできるだけ早く固定化して頂きたい。